

## あかし健康プラン21(第3次)の計画期間の見直しについて

これまで、健康増進法に基づく本市の健康増進計画(あかし健康プラン21)につきましては、計画期間を本市の長期総合計画(SDGs推進計画)と合わせてきました。その結果、令和4年度から開始している現計画の「あかし健康プラン21(第3次)」においては、今年度から開始した国の「健康日本21(第三次)」と計画期間のずれが大きくなっています。

つきましては、計画期間のずれによる今後の国の計画との目標等の齟齬を防ぎ、内容の整合を図っていくため、計画期間を見直すことについて報告いたします。

### 1 現計画の期間と評価時期

- ① 計画期間:令和4~12年度(9年間)
- ② 中間評価:令和7年度

### 2 国の計画

- ① 計画期間:令和6~17年度(12年間)
- ② 中間評価:令和11年度

### 3 課題

健康増進法において、市は国の計画と内容の整合を図るように定められている中、計画期間が国と一致していないことで今後、目標等の内容に齟齬が生じる可能性がある

※現計画期間終了時には国の現計画期間が5年残っており、次期計画策定にあたって国の次期計画と目標等の内容に齟齬が生じる可能性がある

### 4 見直し案の内容

- ① 計画期間  
令和4~17年度(14年間)とし、終了年度を国に合わせる(5年間延長)
- ② 中間評価  
令和12年度に行い、令和11年度の国の中間評価を踏まえるとともに、令和13年度からの次期明石市長期総合計画に反映させる

### 5 今後の予定

2025年(令和7年)1月~ 庁内関係課と調整・医師会等関係団体へ報告